

自 令和 8 年 9 月 1 日
至 令和 8 年 月 日 日間

令和 8 年
第 3 回 四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和 8 年 第 3 回 四国中央市議会定例会議案目録		
議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 62 号	四国中央市基金条例の一部を改正する条例について	4
議 案 第 63 号	四国中央市老人つどいの家条例の一部を改正する条例について	5
議 案 第 64 号	四国中央市自治会館条例を廃止する条例について	6
議 案 第 65 号	令和 8 年度四国中央市一般会計補正予算（第 2 号）	7
議 案 第 66 号	令和 8 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）	15
議 案 第 67 号	令和 8 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	18
議 案 第 68 号	令和 8 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）	21
議 案 第 69 号	令和 8 年度四国中央市水道事業会計補正予算（第 1 号）	24
議 案 第 70 号	令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について	25
議 案 第 71 号	令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について	26
議 案 第 72 号	愛媛地方税滞納整理機構規約の変更について	27
議 案 第 73 号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	28
議 案 第 74 号	川之江体育館メインアリーナ外改修工事（建築・機械）請負契約の締結について	29

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 75 号	川之江体育館メインアリーナ外改修工事（電気）請負契約の締結について	30
議 案 第 76 号	物品購入契約の締結について	31
諮 問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	32

議案第 62 号

四国中央市基金条例の一部を改正する条例について

四国中央市基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市基金条例の一部を改正する条例

四国中央市基金条例（平成 16 年四国中央市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 積立基金四国中央市企業版ふるさと納税基金の項の次に次のように加える。

四国中央市港湾整備基金	港湾施設の整備に関する事業の資金に充てる。
-------------	-----------------------

別表第 3 四国中央市企業版ふるさと納税基金の項の次に次のように加える。

四国中央市港湾整備基金	一般会計
-------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

港湾施設の整備に関する事業の資金に充てるため、四国中央市港湾整備基金を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 63 号

四国中央市老人つどいの家条例の一部を改正する条例について

四国中央市老人つどいの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市老人つどいの家条例の一部を改正する条例

四国中央市老人つどいの家条例（平成 16 年四国中央市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表切山老人つどいの家の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

切山老人つどいの家を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 64 号

四国中央市自治会館条例を廃止する条例について

四国中央市自治会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市自治会館条例を廃止する条例

四国中央市自治会館条例（平成 16 年四国中央市条例第 85 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

四国中央市自治会館を廃止することに伴い、本条例を廃止するものである。

議案第 65 号

令和 8 年度四国中央市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 593,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,517,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		7,114,000	△2,844	7,111,156
	1 地方交付税	7,114,000	△2,844	7,111,156
13 分担金及び負担金		250,225	584	250,809
	1 負担金	250,225	584	250,809
15 国庫支出金		5,751,445	36,143	5,787,588
	2 国庫補助金	925,967	36,143	962,110
16 県支出金		3,195,910	11,767	3,207,677
	2 県補助金	929,881	11,767	941,648
18 寄附金		2,345,705	4,000	2,349,705
	1 寄附金	2,345,705	4,000	2,349,705
19 繰入金		3,235,518	1,275	3,236,793
	1 特別会計繰入金	185,194	839	186,033
	3 財産区繰入金	868	436	1,304
20 繰越金		1,341,101	419,679	1,760,780
	1 繰越金	1,341,101	419,679	1,760,780
21 諸収入		710,320	2,096	712,416
	5 雑入	345,377	2,096	347,473
22 市債		2,415,500	120,300	2,535,800

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 市 債	2,415,500	120,300	2,535,800
歳 入	合 計	45,924,000	593,000	46,517,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,787,157	千円 117,361	千円 5,904,518
	1 総務管理費	5,195,970	117,361	5,313,331
3 民 生 費		18,601,383	10,243	18,611,626
	1 社会福祉費	5,200,044	5,988	5,206,032
	2 老人福祉費	4,405,495	1,292	4,406,787
	3 児童福祉費	7,693,708	2,963	7,696,671
4 衛 生 費		3,468,875	167,069	3,635,944
	1 保健衛生費	1,999,322	142,432	2,141,754
	2 清 掃 費	1,469,553	24,637	1,494,190
6 農林水産業費		1,189,532	94,811	1,284,343
	1 農 業 費	675,754	93,999	769,753
	3 水産業費	83,273	812	84,085
7 商 工 費		1,179,066	7,412	1,186,478
	1 商 工 費	1,179,066	7,412	1,186,478
8 土 木 費		3,465,642	143,559	3,609,201
	2 道路橋りょう費	1,011,749	7,782	1,019,531
	3 河 川 費	71,421	4,095	75,516
	4 港 湾 費	661,695	120,571	782,266

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 都市計画費	1,283,178	8,588	1,291,766
	6 住 宅 費	243,345	2,523	245,868
9 消 防 費		1,927,681	750	1,928,431
	1 消 防 費	1,927,681	750	1,928,431
10 教 育 費		4,507,756	30,468	4,538,224
	1 教育総務費	511,050	2,915	513,965
	2 小学校費	866,939	5,952	872,891
	3 中学校費	301,462	7,991	309,453
	5 社会教育費	992,373	9,620	1,001,993
	6 保健体育費	1,713,628	3,990	1,717,618
11 災害復旧費		210,987	8,700	219,687
	1 農林水産施設災害復旧費	15,400	4,000	19,400
	2 公共土木施設災害復旧費	195,587	4,700	200,287
13 予 備 費		58,623	12,627	71,250
	1 予 備 費	58,623	12,627	71,250
歳 出	合 計	45,924,000	593,000	46,517,000

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
			千円
7 商 工 費	1 商 工 費	霧 の 森 整 備 事 業	27,567

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
庁 舎 整 備 事 業	令和9年度	2,038
土 居 窓 口 セ ン タ ー 整 備 事 業	令和9年度	14,403
地 方 創 生 推 進 事 業	令和9年度から 令和10年度まで	22,176
国 際 文 具 ・ 紙 製 品 展 出 展 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	37,563
中 学 校 施 設 整 備 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	91,784
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	20,889

第4表 地方債補正

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土居窓口センター 整 備 事 業	千円 64,900	借入方法 普通貸借又は債券発 行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。
水道施設整備事業	2,800	同 上	同 上	同 上
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業	5,300	同 上	同 上	同 上
水利施設整備事業	24,700	同 上	同 上	同 上

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
システム改修事業	千円	借入方法 普通貸借又は債券発行 の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30 年以内 (うち据置5 年以内)	千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
	11,800			2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利償に借 換することができる。	13,900			
市単土地改良事業	36,000	同 上	同 上	同 上	44,000	同 上	同 上	同 上
市単河川改良事業	22,500	同 上	同 上	同 上	26,000	同 上	同 上	同 上
県営港湾改良事業	128,600	同 上	同 上	同 上	137,600	同 上	同 上	同 上

議案第 66 号

令和 8 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 81,225	千円 2,686	千円 83,911
	1 他会計繰入金	69,405	2,686	72,091
6 諸収入		235	199	434
	1 雑入	235	199	434
8 県支出金		0	3,115	3,115
	1 県補助金	0	3,115	3,115
歳入合計		101,000	6,000	107,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 医 業 費		千円 10,836	千円 6,875	千円 17,711
	1 医 業 費	10,836	6,875	17,711
4 予 備 費		2,564	△875	1,689
	1 予 備 費	2,564	△875	1,689
歳 出 合 計		101,000	6,000	107,000

議案第 67 号

令和 8 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,665,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 支払基金交付金		3,004,020	14,051	3,018,071
	1 支払基金交付金	3,004,020	14,051	3,018,071
4 国庫支出金		2,654,126	3,530	2,657,656
	2 国庫補助金	650,126	3,530	653,656
7 繰入金		2,036,080	1,685	2,037,765
	1 他会計繰入金	1,869,872	846	1,870,718
	2 基金繰入金	166,208	839	167,047
8 繰越金		1	88,734	88,735
	1 繰越金	1	88,734	88,735
歳入合計		11,557,000	108,000	11,665,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 3, 591	千円 47, 089	千円 50, 680
	1 基金積立金	3, 591	47, 089	50, 680
5 諸支出金		31, 035	60, 062	91, 097
	1 償還金及び還付加算金	2, 102	59, 223	61, 325
	2 繰 出 金	28, 933	839	29, 772
7 予 備 費		1, 022	849	1, 871
	1 予 備 費	1, 022	849	1, 871
歳 出 合 計		11, 557, 000	108, 000	11, 665, 000

議案第 68 号

令和 8 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度四国中央市の介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 76,119	千円 446	千円 76,565
	1 他会計繰入金	76,119	446	76,565
5 県支出金		0	554	554
	1 県補助金	0	554	554
歳入合計		117,000	1,000	118,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 介護予防支援事業費		千円 115,512	千円 355	千円 115,867
	1 介護予防支援事業費	115,512	355	115,867
2 予 備 費		1,488	645	2,133
	1 予 備 費	1,488	645	2,133
歳 出 合 計		117,000	1,000	118,000

議案第 69 号

令和 8 年度四国中央市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度四国中央市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度四国中央市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 水道事業収益	2,281,200 千円	9,042 千円	2,290,242 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,508,256 千円	△126,508 千円	1,381,748 千円
第 2 項 営業外収益	772,914 千円	135,550 千円	908,464 千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	2,307,400 千円	822 千円	2,308,222 千円
第 2 項 営業外費用	210,716 千円	822 千円	211,538 千円

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

議案第 70 号

令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 1,092,606,568 円のうち 129,079,569 円を資本金として処分することについて、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

四国中央市長 大西 賢治

提 案 理 由

令和 7 年度四国中央市工業用水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を資本金として処分するため、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 71 号

令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 105,161,259 円のうち 50,676,421 円を減債積立金として、残余を資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

提 案 理 由

令和 7 年度四国中央市公共下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金及び資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 72 号

愛媛地方税滞納整理機構規約の変更について

愛媛地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成 18 年 2 月 3 日愛媛県指令 17 市第 1371 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「並びに森林環境税」を「、森林環境税」に改め、「されている森林環境税」の次に「並びに国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提 案 理 由

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険料の滞納処分等を加えることに伴い、愛媛地方税滞納整理機構規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 73 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 1283 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「26 人」を「25 人」に改める。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提 案 理 由

愛媛県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の定数を削減することに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 74 号

川之江体育館メインアリーナ外改修工事（建築・機械）請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 川之江体育館メインアリーナ外改修工事（建築・機械） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 621,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四国中央市川之江町 2250 番地
尾藤建設・西川建設特定建設工事共同企業体
代表者 尾藤建設株式会社
代表取締役 尾 藤 淳 一 |

提 案 理 由

川之江体育館メインアリーナ外改修工事（建築・機械）請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

川之江体育館メインアリーナ外改修工事（電気）請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 川之江体育館メインアリーナ外改修工事（電気） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 158,136,000円 |
| 4 契約の相手方 | 四国中央市下柏町 836 番地の 1
光和電機・受川電機特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社光和電機
代表取締役 石川 豊和 |

提案理由

川之江体育館メインアリーナ外改修工事（電気）請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 災害対応型移動式コンテナトイレ購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 34,595,000円 |
| 4 契約の相手方 | 熊本県熊本市北区下硯川2丁目7番86号
エムエステック株式会社
代表取締役 森山 秋彦 |

提 案 理 由

災害対応型移動式コンテナトイレの購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四国中央市長 大西 賢治

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市金田町半田	福 濱 り か		新任
四国中央市土居町天満	竹 内 正 篤		新任
四国中央市川之江町	加 地 万 寿 子		再任
四国中央市川之江町	加 地 る り 子		再任
四国中央市寒川町	鈴 木 繁 美		再任

提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、福濱りか氏、竹内正篤氏、加地万寿子氏、加地るり子氏及び鈴木繁美氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。